

孫貴達は山口地裁に起訴される

三ヶ月を要し、初犯の場合に文休執行猶予になる。本人身柄はその

由検査側にあるが、公判に支障なき限り、又管側は取調を遅め

猶判退去の決定は下してあり、判決後、退去を執行する際、仮放免

特在許可等、本邦在留の方途を考ふる二となる。

公判手続中保釈の可能性は、少ない。若し保釈には、身柄

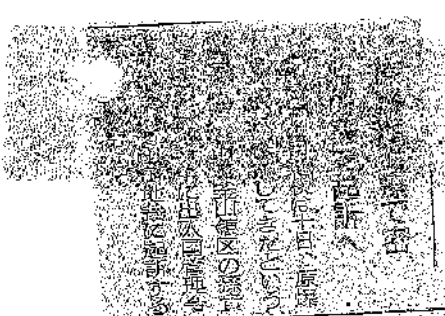
は、入管側に移る。(以上入管側説明)

(收音)

旅券課 田中

11/10/93 杉

銀行
印



11日 朝日 朝刊